

平成23年度決算に基づく「健全化判断比率」及び「資金不足比率」をお知らせします

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、平成23年度決算に基づく「健全化判断比率」及び公営企業の「資金不足比率」を算定しました。

これらの比率が一定の基準値を超えた場合、改善が必要な状態とみなされ、財政健全化計画を策定することなどが義務付けられます。 算定の結果、各比率は早期健全化の基準値を下回るとともに、算定開始以来改善傾向を持続しています。

特に、「健全化判断比率」のひとつである「実質公債費比率」は14.8%となり、昨年度に引き続き地方債の発行に県の許可が必要となる 18.0%を下回りました。

◆健全化判断比率

(参考) 早期健全化基準

(参考) 財政再生基準

- 14.8	80.5
12.15 17.15 25.0	350.0
20.00 30.00 35.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「-」で表示

◆資金不足比率

		(単位:%)
会 計 名	資金不足比率	(参考)経営健全化基準
病院事業会計	_	20.0
水道事業会計	_	20.0
公共下水道事業特別会計	_	20.0
農業集落排水事業特別会計	_	20.0

※資金不足比率は、資金不足額がないため、「-」で表示





(単位:%)

(34/IL 0/)



実質赤字比率

·実質赤字比率

『一般会計等(=普通会計)の実質赤字額』の標準財政規模^(注)に対する比率で、財政運営の悪化の度合いを示すもの

	 [単位:千円]	
一般会計等の実質赤字額	▲ 619,955	
標準財政規模	24,034,177	_

※実質収支が黒字のため、実質赤字額は負の値となる。

●実質赤字比率の推移

(単位:%)

<u> </u>	(+12:70)		
年 度	H21	H22	H23
比率(%)	- (▲ 2.54)	- (▲ 2.39)	- (▲ 2.57)
早期健全化基準	12.20	12.16	12.15
財政再生基準	20.00	20.00	20.00

※()内数値は参考算定値

算定開始以来、一般会計等の実質収支額は黒字を維持している ことから、実質赤字比率は算定されていません。

(注)標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる一般財源の 規模

…標準税収入額等+普通地方交付税+臨時財政対策債発行可能額







連結実質赤字比率

•連結実質赤字比率

『全会計の実質赤字額(又は資金不足額)』の標準財政規模に対する比率で、 財政運営の悪化の度合いを示すもの

		[単位:千円]		
連結実質赤字額	▲ 4,394,656		_	
標準財政規模	24,034,177		· = -	

※連結実質収支が黒字のため、連結実質赤字額は負の値となる。

連結実質赤字比率の推移

(単位:%)

年 度	H21	H22	H23
比率(%)	-	_	_
山平(%)	(▲14.88)	(▲17.26)	(▲18.28)
早期健全化基準	17.20	17.16	17.15
財政再生基準	40.00	35.00	30.00

※()内数値は参考算定値

算定開始以来、全会計の実質収支額は黒字を維持していることから、連結実質赤字比率は算定されていません。







実質公債費比率

•実質公債費比率

『一般会計等の元利償還金』及び『公営企業債の償還に係る一般会計からの繰出金等(準元利償還金)』の標準財政規模に対する比率で、資金繰りの程度を示すもの

実質公債費A(地方債元利償還金+準元利償還金) -(Aに充てられる特定財源及び普通交付税算入額)

※3力年平均

標準財政規模 - Aに係る普通交付税算入額

14.8%

(単年度 H21:17, 0%、H22:14, 8%、H23:12, 7%)

●実質公債費比率の推移

(単位:%)

· 人员五尺员和干奶压的				
年 度	H21	H22	H23	
比率(%)	18.0	16.8	14.8	
早期健全化基準	25.0	25.0	25.0	
財政再生基準	35.0	35.0	35.0	

※各年度の比率は3ヵ年平均値

「返す以上に借りない」ことを基本に地方債の発行を抑え、更に積極的に繰上償還を行ってきました。

これにより、一般会計の元利償還金などが減少し、実質公債費比率は14.8%と改善され、昨年に引き続き地方債の発行に県の許可を要する基準である18.0%を下回っています。

ただし、公営企業に係る準元利償還金は高い水準で推移する見込みであり、今後も注意が必要です。







将来負担比率

·将来負担比率

『公営企業、出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債』の標準財政規模に対する比率で、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

「単位:千円]

将来負担額A 68,362,380 - 充当可能財源等B 51,899,664

= 80.5 %

標準財政規模 24.034.177

- 元利償還金に係る23年度普通交付税算入額 3.589.063

●将来負担比率の推移

(単位:%)

年 度	H21	H22	H23
比率(%)	107.5	92.9	80.5
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0

「返す以上に借りない」ことを基本に地方債の発行を抑え、更に積極的に繰上償還を行ってきました。

これにより、一般会計の地方債現在高などが減少し、将来負担比率は80.5%と改善されました。

ただし、下水道などの公営企業債の償還に係る負担は高い水準で推移する見込みであり、今後も注意が必要です。







資金不足比率

·資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の、事業規模に対する比率で、経営状態の悪化の度合いを示すもの

事業規模(営業収益-受託工事収益)

資金不足額

(歳入一歳出一翌年度に繰り越すべき財源)

事業規模(営業収益-受託工事収益)

(参考:資金剰余金、単位:千円)

病院 530,243 水道 2,298,125

> ※いずれの会計も資金 不足額(赤字)は生じて いない。

公共下水道 30,131 農業集落排水 8,880

算定開始以来、全ての公営企業会計で資金不足は生じていません。



(法非適用企業)=

